

発議第1号

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成28年2月22日

提出者

池谷大輔	寺尾 昭	石井孝治	山梨 涉	鈴木直明	池邨善満	畑田 響
福地 健	工藤公彦	早川清文	尾崎剛司	西谷博子	平島政二	大石直樹
井上智仁	遠藤広樹	佐藤成子	望月俊明	大村一雄	丹沢卓久	牧田博之
繁田和三	松谷 清	鈴木節子	風間重樹	山本彰彦	馬居喜代子	水野敏夫
中山道晴	山根田鶴子	浅場 武	亀澤敏之	三浦雅司	遠藤裕孝	石上顕太郎
安竹信男	山本明久	内田隆典	白鳥 実	岩崎良浩	望月厚司	栗田知明
井上恒彌	田形清信	栗田裕之	鈴木和彦	伊東稔浩		

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年静岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条を第11条とし、第6条を第10条とし、第5条中「議員の」を「前2条に定めるもののほか、議員の」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

（期末手当の支給の一時差止め）

第7条 前条の規定にかかわらず、議員に、基準日以前6箇月以内の期間において逮捕等期間のあるときは、当該逮捕等期間（当該基準日以前6箇月以内に係る期間に限る。）の日数に応じて、当該基準日以前6箇月の期間の現日数を基礎として日割りにより算出した額の支給を一時差し止める。この場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定による期末手当の一時差止処分について準用する。

（期末手当の不支給）

第8条 前2条の規定にかかわらず、議員に、基準日以前6箇月以内の期間において不支給期間のあるときは、当該不支給期間（当該基準日以前6箇月以内に係る期間に限る。）の日数に応じて、当該基準日以前6箇月の期間の現日数を基礎として日割りにより算出した額を支給しない。この場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（議員報酬の支給の一時差止め）

第4条 前2条の規定にかかわらず、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けた場合には、逮捕等を受けた期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る議員報酬の支給を一時差し止める。ただし、議員が逮捕等を受け

たことが明らかになった時が議員報酬の支給日の直前であることその他の理由により当該支給を差し止めることができない月の議員報酬については、この限りでない。

- 2 前項の規定により支給を一時差し止める議員報酬の額は、各月における逮捕等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割りにより算出した額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 第1項本文の規定により議員報酬の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。
  - (1) 一時差止処分を受けた議員について、当該一時差止処分の理由となった刑事事件に関し、公訴を提起しない処分があった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた議員について、当該一時差止処分の理由となった刑事事件に関し、無罪の判決(無罪の判決と同様の効果を有するものを含む。)が確定した場合
  - (3) 一時差止処分を受けた議員が、当該一時差止処分の理由となった刑事事件に関し、起訴をされることなく逮捕等を受けた日から起算して1年を経過した場合  
(議員報酬の不支給)

第5条 前3条の規定にかかわらず、議員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間(以下「不支給期間」という。)に係る議員報酬は、支給しない。この場合において、当該議員報酬のうち既に支給した額があるときは、当該議員は、当該額を返納しなければならない。

- (1) 刑事事件に関し起訴され、有罪判決が確定した場合 逮捕等期間
  - (2) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合 収容された期間
- 2 前項の規定により支給しないこととする議員報酬の額は、各月における不支給期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割りにより算出した額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年静岡市条例第 号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「第4条第2項」を「第6条第2項」に改める。